



SHIMANE
GUARANTEE

中期事業計画の評価

<平成27～29年度>

島根県信用保証協会

SHIMANE CREDIT GUARANTEE CORPORATIONS

島根県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献して参りました。

中期事業計画(平成27～29年度)に対する実施評価は以下のとおりです。なお、実施評価に当たりましては、学校法人坪内学園 参事 広野正光氏、熱田法律事務所 弁護士 熱田雅夫氏、三島明会計事務所 公認会計士・税理士 三島明氏により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ、作成いたしましたので、ここに公表いたします。

1. 業務環境

(1) 地域経済及び中小企業の動向

島根県の経済情勢について計画期間中において、県内全体としては生産活動や設備投資、雇用・所得情勢等は改善傾向にあり、全般的に緩やかに回復している。一方で、中小企業を取り巻く環境は人口減少や少子高齢化といった社会構造の影響等から地域や業種によってはその実感が乏しい。

(2) 中小企業向け融資の動向

財務省松江財務事務所発表の「島根県経済情勢」によると、計画期間中における県内の貸出金残高は対前年度を上回り推移した。一方、当協会においては、保証承諾は平成27年度及び平成29年度に対前年度を上回ったが、保証債務残高は減少の一途をたどっている。

(3) 島根県内中小企業の資金繰り状況

日本銀行松江支店発表の「企業短期経済観測調査」によると、計画期間中において資金繰りが「楽である」と答えた企業が「苦しい」と答えた企業を上回り推移した。

民間信用調査機関の調査によると負債総額10百万円以上の企業倒産は、件数、金額ともに平成27年度及び平成28年度は対前年度を下回ったものの、平成29年度は対前年度を上回った。

(4) 島根県内中小企業の設備投資動向

財務省松江財務事務所発表の「島根県経済情勢」によると、計画期間中において対前年度を上回り推移した。一方で当協会の設備資金の保証承諾については計画期間中において、平成27年度及び平成29年度は対前年度を上回り推移した。

(5) 島根県内の雇用情勢

有効求人倍率を見てもと計画期間中において、毎月全国を上回り推移した。

2. 基本方針

(1) 経営支援・再生支援の強化

創業者（創業予定者を含む）や経営の安定に支障を生じているお客様等への経営支援・再生支援の強化に努めた。

① 創業支援の充実

毎年度関係機関と連携した創業セミナーに講師として職員を派遣（女性相談員「チーム・エスポワール」もアドバイス役として派遣）した他、平成27年度からは新たな取り組みとして当協会が主催する創業セミナーを開催するなど、創業予定者が創業しやすい環境作りに努めた。

当協会の専門家派遣制度にて計画期間中144企業に対して専門家を派遣、内17企業に対しては計画策定を支援するなど専門家と連携して効果的な支援を実施した。

平成29年度には、「しまね創生プロジェクト2017」と銘打ち、近年創業資金保証をご利用いただいたお客様（378先）のうち293先との面談を実施。専門家派遣（141先）、新規保証（146先）、返済条件の変更（16先）等の提案を行い、事業開始後間もないお客様の経営安定に向けた取り組みを後押しした。

② 事業継続支援の強化

平成27年度は、返済条件緩和中のお客様の経営改善や事業再生に向けた取り組みを行う「しまね創生プロジェクト」を積極的に推進し、支援対象先の92.8%に相当する736企業との面談を実施。状況を適切に把握した上で、新規保証による借換や専門家派遣などお客様に応じた支援を行った。

平成28年度からは新たに「中小企業診断士チームによる経営診断」を実施し、協会メイン先に対する深堀支援を実施した。平成29年度からはお客様にとって更に有意義な経営診断となるよう、外部専門家を診断士チームに加え、支援強化を図った。

また、島根県中小企業再生支援協議会等と連携して、企業再生を積極的に支援し、計画期間中にDDSIについては3企業、求償権放棄については1企業、不等価譲渡については1企業に対して取り組んだ。

③ 関係支援機関・外部専門家との連携

「中小企業支援ネットワークしまね」を当協会が主催し、行政、関係支援機関、金融機関などと定期的に会合を開催し、経営改善・再生支援に関する情報交換、共有を図った。また、当協会が主導して経営サポート会議を計画期間中に1,087回と積極的に開催し、関係機関と企業支援について連携を図った。

その他、島根県中小企業再生支援協議会への職員出向や情報交換の実施などにより連携強化を図り、計画期間中、中小企業再生支援協議会の2次対応案件28件、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業39件の計画同意を行う等、関係機関と連携した経営改善・再生支援を行った。

(2)保証制度の多様化への対応

創業支援に関してお客様のニーズに合わせた資金メニューの提案の実施に努めた。また、経営の安定に向けた資金繰り支援を引続き積極的に行っていくため、島根県中小企業制度融資の効果的な活用に努めた。

①創業支援保証の推進

平成27年度は、お客様の保証料負担をゼロとする創業者支援保証「縁」の利用が活発で、創業者向けの保証承諾は266件、14億17百万円と直近5期で件数、金額ともに最多となった。

平成28～29年度においても、島根県中小企業制度融資(以下「県制度」という)「創業者支援資金」の保証料率引下げ(▲0.2%)継続や、小口零細企業保証制度「グロース」を創業者向け保証としても積極的に推進した結果、創業者向けの保証承諾企業数、件数は「縁」の取扱開始前の平成25年度以前と比べると高い水準となっており、創業者支援を通じた地域経済活性化に一定の貢献を果たした。

②資金繰り安定に向けた保証制度の推進

保証期間が長く、固定金利で借換も可能であるなどのメリットを有する県制度を積極的に推進した結果、計画期間中の各年度の保証承諾額に占める県制度の割合は概ね40%程度で安定的に推移した。中でも「経営安定化対策資金(旧名称:円安等対策資金)」、「経営改善長期借換資金」の2資金が県制度全体の保証承諾額の85%程度を占めており、売上高の減少に直面したり、借入金の返済負担が重いお客様の資金繰り安定に寄与した。

(3)政策保証の推進

お客様メリットの大きい「経営力強化保証」、「経営改善サポート保証」、「セーフティネット保証」等の政策保証について引続き積極的な推進に努めた。

①経営支援、再生支援に係る保証制度の推進

計画期間中、経営力強化保証は59件、30億78百万円、経営改善サポート保証は54件、21億69百万円の保証承諾を行い、経営改善や事業再生に取り組むお客様を支援した。

加えて、前述の「しまね創生プロジェクト」等によりお客様の事業継続支援に取り組み、新規保証も積極的に行った結果、返済条件緩和中のお客様に対する保証承諾は、計画期間中の累計で343件、76億45百万円であり、前計画期間中の累計と比べて件数270.1%、金額385.6%と大幅に伸長した。

②セーフティネット保証の推進

セーフティネット保証の保証承諾の中心となっている5号(不況業種)について、指定業種数はリーマンショック時の緊急保証開始以降(平成20年10月～)、景気悪化の中で増加し、更に、平成22年2月からは全業種(1,118業種)が指定されたが、平成24年11月からは業況が改善した業種に指定が解除され、その後は激変緩和のためのソフトランディング措置(600～700業種程度を指定)を経て平成26年3月から平時の運用に移行された。計画期間中の指定業種数は200～300業種程度であり、当協会のセーフティネット保証の保証承諾も縮小傾向にある。

(4)利便性の向上

お客様のところへ赴く現地訪問面談や出張相談会の推進に努めた。また、当協会の経営支援サービスの充実に努めるとともに、その活動を広く周知し、更なる利用促進に努めた。

①現地訪問面談と出張相談会の推進

個別のお客様との現地訪問面談(計画期間中の実績2,031先)に加えて、商工団体と連携した離島や中山間地域等での出張相談会を計画期間中に60回開催し、129企業の経営相談に応じるなど、お客様との相談機会を増加させることでニーズ把握、迅速な経営支援に繋がった。

②経営支援サービスの充実

お客様が抱える種々の経営課題解決を図るため、従来から当協会が独自に運用していた専門家派遣事業について、名称を「結」と改め、専門家の増員、お客様が使いやすいコースの創設(計画策定支援コース、アドバイスコース、創業支援コース、事業承継支援コース)を行った。計画期間中の専門家派遣実績は827件であり、お客様の経営改善に大きく貢献した。

③広報活動の強化

信用保証や経営支援に関する広報物としてテレビCM2本、WEB動画3本、ポスター等を制作、活用し広報活動の強化に努めた。また、パブリシティにも注力した結果、当協会の取り組みがNHKで放送された他、地元新聞等にも3年間で計27回記事掲載された。

(5)回収の合理化・効率化

求償権の早期解決に向け、代位弁済前から事業再生・生活再建を見据えた継続的な支援に努めた。また、外部環境の変化に対応した適正な求償権管理を行う体制の強化に努めた。

①求償権の早期解決

お客様の実情を的確に把握し、相互信頼のもと求償権の早期解決に努めるため、代位弁済前から積極的に面談することを推進した。その結果、計画期間中に分割弁済契約を120件、債務免除を107件、損害金減免完済を169件、管理事務停止766件行った。

②事業再生・生活再建支援の強化

事業再生のため、求償権消滅保証を5先に導入し、金融取引の正常化を図った。

また、求償権保証人の生活再建支援を幅広く行うための保証債務免除審査会を設置し、同審査会を5回開催し、8名の答申を受け、債務免除を実施した。

③環境の変化への対応

民法改正、保証債務免除、特定調停をテーマとし、顧問弁護士を招いた勉強会を毎年開催した。

社会的要請が強まっている「経営者保証ガイドライン」に基づいた保証債務免除の支援要請について、顧問弁護士と協議を重ね、計画期間中に同ガイドラインに基づいた保証債務免除を11企業、25件の連帯保証人に対して行った。

(6)内部体制の強化

お客様のニーズに対し、質の高い信用保証や各種経営支援等のサービスを提供するために、当協会の人材・組織・インフラ等の経営資源の質向上に努めた。また、お客様に安定的なサービスを提供するために経営基盤の強化にも努めた。

①人材育成の強化

内部研修を適宜開催するとともに、外部研修にも職員を積極派遣することで人材育成の強化に努めた。また、経営コンサルタントの国家資格である中小企業診断士については、この3年間で新たに4名が資格取得し、総勢21名となった。この有資格職員については、経営相談の窓口となる部署に積極的に配置する等、お客様がより安心して相談できる態勢整備に努めた。

②経営基盤の強化

島根大学、日本政策金融公庫、島根労働局の3機関とそれぞれ連携促進に向けた協定書を締結し、同書に基づくお客様の課題解決支援、創業セミナー開催等を行った。また、資金運用面では低金利情勢下ながら、証券会社等からの情報収集を積極的に行い適正運用に心掛けた結果、計画期間の最終年度においても1.1%を上回る平均運用利回りを維持している。

③コンプライアンスの徹底・定着

コンプライアンスプログラムの着実な遂行を目指し、コンプライアンス委員会を中心に役職員のコンプライアンス意識醸成を図った。また、毎年外部講師を招聘したコンプライアンス研修の実施や統括部署にて作成した内部向け資料を活用したコンプライアンス活動を通じてコンプライアンスの徹底・定着に繋げた。

④危機管理態勢の強化

平成26年度末に策定した事業継続計画(BCP)の実効性を高めるために防災訓練、安否確認訓練等を実施した。また、平成29年度には、災害等発生時に、より適切な対応が出来るよう危機管理規程類の見直しを行った他、コンピュータシステムに支障が出た場合の緊急事態事務処理マニュアルを制定した。

⑤次期電算システムへの円滑な移行・安定運用

新基幹システムORBITの稼働に向け、当協会にシステム移行プロジェクトチームを設け、保証協会コンピュータサービス(株)の支援を受け移行作業を進めた。また、新日本有限責任監査法人に第三者監査機関として進捗管理を依頼し、安全な移行に向け体制を整備した。結果、当初の計画通り平成28年5月2日に無事本稼働した。尚、稼働後は当協会にORBIT運営委員会を設け、安定的な運用に努めている。

3. 外部評価委員会の意見等

島根県信用保証協会外部評価委員会は、平成30年6月25日及び7月10日に委員会を開催し、中期事業計画(平成27年度～平成29年度)の自己評価に対する意見について以下の通り取りまとめた。

国内経済は緩やかな回復基調にあるも、県内中小企業への波及は不十分であり、人口減少や少子高齢化を背景に市場規模の縮小等の課題を抱えるなど、本県経済にはその実感が乏しく、「大企業と中小企業」「大都市と地方」との格差はますます開きつつあるのが実情である。

島根県信用保証協会は、金融機関間における低金利での融資競争が続く中、保証料の割高感による保証利用減少等から保証債務残高の減少が続き、厳しい経営環境に置かれている。

こうした中で、中期経営計画の重点課題である①経営支援・再生支援の強化、②保証制度の多様化への対応、③政策保証の推進、④利便性の向上、⑤回収の合理化・効率化、⑥内部体制の強化等に、積極的に取り組まれたことが認められる。

具体的には、小規模事業者支援保証制度「フォーカス」や小口零細企業保証制度「グロース」による経営力の弱い小規模事業者への支援を行い、円滑な資金供給に寄与している。

また、当協会が以前から積極的に取り組んできた中小企業に対する経営支援が、信用保証協会法の改正により、保証協会の業務に追加された。「しまね創生プロジェクト」による返済条件緩和先や創業者への新規保証、専門家派遣等の金融・経営支援など、大きな成果を上げていることは評価できるものである。

さらに、商工支援団体、金融機関・行政機関等との連携を図り、「中小企業支援ネットワークしまね」の開催による情報交換・共有や「経営サポート会議」の開催による個社支援を実施している。

その他、コンプライアンス・プログラムの遂行やコンプライアンス研修の実施によるコンプライアンスの徹底・定着にも努めている。

○要望事項

引き続き保証債務残高の減少が見込まれ、厳しい経営環境が予想される。そうした中であっても中小企業者への支援を効果的に展開するため、役員、職員の総力を結集し、企業の支援ニーズに応える更なるサービスの充実や、既存業務の見直しなどにより、県内経済の発展に貢献されることを期待する。

県内中小企業者が抱える個別の経営課題に対して支援を実施するためには、協会をはじめ、商工団体、金融機関等様々な企業支援機関の連携によるマンパワーの結集が不可欠である。

これまでも協会が主導して様々な取り組みを実施してきている。引き続き、関係機関等との連携を強化し、県内中小企業者との対話を通じて経営課題に応じた総合的な支援を期待する。

保証料は信用保証を得るための必要な費用であり、加えて専門家派遣等の経営支援サービスも受けられるということ、また、協会はその他の様々な経営支援サービスを提供し、その内容も充実していることなど、協会の取り組みを広く周知するために、引き続き積極的な広報活動を期待する。

将来の地域経済の担い手である大学生・高校生等の若者に、地域経済活動への関心を持ってもらい、地元就職や起業などを推進するため、平成29年1月に締結した島根大学との包括連携協定に基づき実施したビジネス講座への講師派遣や高校生の企業訪問の受け入れ等を継続するとともに、さらに、事業の拡大や新しい取り組みの検討を期待する。

協会には高いレベルでの公的使命と社会的責任が求められており、コンプライアンスマインドの向上、反社会的勢力排除意識の醸成などに今後とも努められることを期待する。